

# 港湾施設使用料金表



平成31年4月1日改正

種 類	区 分	金 額		
けい船使用料(臨時使用1隻につき)	12時間まで	漁船 総トン数50トン未満	203 円	
		総トン数50トン以上100トン未満	405 円	
		総トン数100トン以上200トン未満	608 円	
		総トン数200トン以上	810 円	
	その他の船舶	総トン数1トンにつき	9円 7銭	
		1224時間を超えて	漁船 総トン数50トン未満	270 円
			総トン数50トン以上100トン未満	540 円
			総トン数100トン以上200トン未満	810 円
	総トン数200トン以上		1,080 円	
	その他の船舶	総トン数1トンにつき	12円 9銭	
		2412時間を超えて	漁船 総トン数50トン未満	135 円
			総トン数50トン以上100トン未満	270 円
総トン数100トン以上200トン未満			405 円	
総トン数200トン以上	540 円			
その他の船舶	総トン数1トンにつき	6円 4銭		
	1年	漁船 総トン数10トン未満	3,240 円	
		総トン数10トン以上50トン未満	10,800 円	
		総トン数50トン以上100トン未満	21,600 円	
総トン数100トン以上200トン未満		27,000 円		
総トン数200トン以上		43,200 円		
その他の船舶	総トン数30トン未満	18,360 円		
	総トン数30トン以上50トン未満	27,000 円		
	総トン数50トン以上100トン未満	36,720 円		
	総トン数100トン以上200トン未満	45,360 円		
	総トン数200トン以上300トン未満	54,000 円		
	総トン数300トン以上500トン未満	86,400 円		
	総トン数500トン以上700トン未満	108,000 円		
総トン数700トン以上1,000トン未満	162,000 円			
総トン数1,000トン以上5,000トン以下	216,000 円			
総トン数5,000トンを超えるもの	216,000円に5,000トンを超える1トンにつき4,422円を加算した額			
港湾用地使用料	専用使用			
	(1)1平方メートルごとに1月につき	50 円		
	一般使用(1平方メートルごとに)			
	(1)15日まで1日につき	1円62銭		
(2)15日を超える場合1日につき	3円24銭			
地下埋設管、電柱、広告類に係る使用	稚内市道路占用料徴収条例(昭和40年稚内市条例第30号)第2条の規定を準用して得た額			
	その準用して得た額			
臨港道路占用料	稚内市道路占用料徴収条例第2条の規定を準用する。	その準用して得た額		

種 類	区 分	金 額	
引船使用料	時間使用料	基本使用料(引船1隻1時間まで)	
		総トン数1,000トン未満	27,262 円
		総トン数1,000トン以上2,000トン未満	36,699 円
		総トン数2,000トン以上3,000トン未満	48,232 円
		総トン数3,000トン以上5,000トン未満	59,767 円
		総トン数5,000トン以上7,000トン未満	68,155 円
		総トン数7,000トン以上10,000トン未満	74,446 円
		総トン数10,000トン以上13,000トン未満	83,883 円
		総トン数13,000トン以上15,000トン未満	104,853 円
		総トン数15,000トン以上20,000トン未満	125,825 円
総トン数20,000トン以上25,000トン未満	146,795 円		
総トン数25,000トン以上30,000トン未満	167,767 円		
総トン数30,000トン以上	209,709 円		
通船料(引船1隻1時間まで)	27,262 円		
超過時間使用料	引船の使用時間が1時間を超えるときは、超過時間 30分までごとに	当該船舶の基本使用料又は通船料の5割相当額	
増増料	(1)冬期 (2)勤務時間外 (3)荒天時又は防波堤外 (4)海難救助作業	当該船舶の時間使用料の5割相当額	
待機料	使用者の要請により引船がいてい係場を出港した後、待機をしたとき。	待機時間に応じ、当該船舶の時間使用料の5割相当額	
その他	引船がいてい係場を出港した後、使用者が使用しなかったとき。	当該船舶の時間使用料の5割相当額	
上屋使用料	専用使用	保税蔵置場として使用(見本の展示又は貨物の加工をする場合を除く。以下同じ。)	1月ごと m <sup>2</sup> 341 円
		その他の使用	1月ごと m <sup>2</sup> 426 円
		保税蔵置場として使用	15日まで 1日ごと m <sup>2</sup> 11円37銭
15日を超える場合	1日ごと m <sup>2</sup> 14円22銭		
その他の使用	1日ごと m <sup>2</sup> 14円22銭		
クローラークレーン使用料	1時間につき	29,160 円	
陸電施設使用料	北緑地陸電施設	当該施設の使用に要した電気料の額	

[備考] 1.臨時使用とは、12時間単位でのけい留をいう。 2.外航船舶(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。以下同じ。)にあっては、この表の規定により算出した使用料の額を100分の108で除して得た額とする。 3.常時使用とは1年間のけい留をいう。 4.専用使用に係る使用の期間に1月に満たない期間があるときは、当該期間については日割計算により算定した額とする。 5.外航船舶の基本使用料の算定にあっては、基本使用料の額を100分の108で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を当該船舶の基本使用料とする。 6.この表の「冬期」とは、12月1日から翌年の3月31日までをいう。 7.この表の、「勤務時間外」とは、次に掲げる日及び時間をいう。(1)稚内市の休日(平成2年稚内市条例第23号)第1条第1項に規定する休日 (2)月曜日から金曜日(前号に掲げる日を除く。)までの午前8時45分から午後5時30分までを除く時間 8.専用使用に係る使用の期間に1月に満たない期間があるときは、当該期間については日割計算により算定した額とする。